

財団法人全国米穀取引・価格形成センター寄附行為

(平成2年8月30日制定)

(平成7年11月1日変更)

(平成11年7月9日変更)

(平成16年4月1日変更)

(平成16年7月5日変更)

(平成20年7月1日変更)

(平成23年3月11日変更)

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人全国米穀取引・価格形成センター(以下「センター」という。)という。

(事務所)

第2条 センターは、主たる事務所を東京都文京区湯島三丁目26番11号に置き、理事会の議決を経て、必要の地に従たる事務所を置くことができる。

(目的)

第3条 センターは、米穀について、入札の方法その他業務規程で定める方法によって取引の指標とすべき適正な価格形成を図り、その円滑な取引に資するとともに産地品種銘柄ごとの需給動向及び品質評価の価格への的確な反映を実現し、もって需要に対応した生産の誘導、流通の活性

化及び消費者の適切な選択に資することを目的とする。

(事業)

第4条 センターは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 米穀の取引の指標とすべき価格の形成に必要なその売買取引を行うための施設(以下「価格形成施設」という。)の開設及び運営
- (2) 米穀の価格に関する情報の収集、整理及び提供
- (3) その他センターの目的を達成するために必要な事業

第2章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 センターの資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立時における財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生ずる収入
- (3) 寄附金品
- (4) 運営拠出金
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の種別)

第6条 センターの資産を分けて、基本財産及び普通財産とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立時の財産目録に基本財産として記載された財産
- (2) 設立後に基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 普通財産は、基本財産以外の財産とする。

(資産の管理)

第7条 センターの資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(基本財産の処分)

第8条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、センターの事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において出席理事の3分の2以上の多数による議決及び運営委員会の同意を経、かつ、農林水産大臣の認可を受けてその一部を処分し、又は担保に供することができる。

(経費の支弁)

第9条 センターの経費は、普通財産をもって支弁する。

(借入金)

第10条 センターは、その事業に要する経費の支弁に充てるため、あらかじめ理事会において定めた額を限度として、その事業年度内において普通財産をもって償還する一時借入金の借入れをすることができる。

2 センターは、その事業に要する経費の支弁に充てるた

め、理事会において出席理事の3分の2以上の多数による議決及び運営委員会の同意を経、かつ、農林水産大臣の認可を受けて、基本財産の額を限度として、長期借入金の借入れをすることができる。

(事業年度)

第11条 センターの事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

第12条 削除

(事業計画及び収支予算)

第13条 会長は、毎事業年度開始前に事業計画及び収支予算の案を作成し、理事会の議決及び運営委員会の同意を経て、農林水産大臣に提出し、その認可を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により収支予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て前事業年度の予算に準じて暫定予算を編成し、予算成立の日まで収入支出をすることができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告書及び収支決算書等)

第14条 会長は、毎事業年度終了後、遅滞なく、次の各号に掲げる書類を作成し、監事に提出して、その監査を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支計算書
- (3) 正味財産増減計算書
- (4) 貸借対照表
- (5) 財産目録

- 2 監事は、前項の書類を受理したときは、これを監査し、監査報告書を作成して理事会に報告しなければならない。
- 3 会長は、第1項の書類及び前項の監査報告書について、理事会の議決及び運営委員会の同意を経て、これを農林水産大臣に提出しなければならない。
- 4 会長は、第1項の書類及び第2項の監査報告書を事務所に備え付けておかなければならない。

第3章 役員

(役員の数及び選任)

第15条 センターに、次の役員を置く。

- (1) 理事10人以上15人以内
 - (2) 監事2人又は3人
- 2 理事及び監事は、運営委員会において選任する。
 - 3 理事、監事及び運営委員は、相互にこれを兼ねることができない。
 - 4 理事のうちから会長1人、副会長1人、専務理事2人以上及び常務理事2人以内を互選する。
 - 5 理事及び監事の選任については、農林水産大臣の認可を受けなければならない。
 - 6 理事のうち、同一親族（3親等以内の親族及びこの者と

特別な関係にある者をいう。）又は特定企業の関係者の占める割合は、それぞれ理事現在数の3分の1を超えてはならない。

(役員職務)

- 第16条 会長は、センターを代表し、その業務を総理する。
- 2 副会長は会長を補佐してセンターの業務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。
 - 3 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、事務局を統轄してセンターの業務を処理し、あらかじめ理事会において定める順序により、会長及び副会長に事故があるときはその職務を代理し、会長及び副会長が欠けたときはその職務を行う。
 - 4 常務理事は、会長及び副会長を補佐してセンターの業務を執行し、あらかじめ理事会において定める順序により、会長、副会長及び専務理事に事故があるときはその職務を代理し、会長、副会長及び専務理事が欠けたときはその職務を行う。
 - 5 理事は、理事会を組織し、業務を執行する。
 - 6 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 法人の財産の状況を監査すること
 - (2) 理事の業務執行の状況を監査すること
 - (3) 財産及び会計の状況又は業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを理事会、運営委員会又は農林水産大臣に報告すること
 - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、会長に理

事会若しくは運営委員会の招集を請求し、又は理事会若しくは運営委員会を招集すること

(役員任期)

第17条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員による役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(任期満了又は辞任の場合)

第18条 役員は、任期満了又は辞任の後においても、その後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(役員解任)

第19条 センターは、役員がセンターの役員としてふさわしくない行為をしたときその他特別の事由があるときは、理事会及び運営委員会の議決を経て、農林水産大臣の認可を受け、解任することができる。この場合には、センターは、その役員に対して、あらかじめ通知し、かつ、理事会及び運営委員会で議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

(役員報酬)

第20条 役員報酬は、理事会の議決を経て、会長が定める。

第4章 理事会

(構成)

第21条 理事会は、理事をもって構成する。

2 監事は、必要に応じ理事会に出席し、意見を述べることができる。

(招集及び開催)

第22条 理事会は、第16条第6項第4号の規定により、監事が招集する場合を除き、会長が招集する。

2 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

3 通常理事会は、毎年2回開催する。

4 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき

(2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき

(3) 第16条第6項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき

5 理事会の招集は、少なくともその開催の日の5日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって通知しなければならない。

ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

(権能)

第23条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

(1) 価格形成施設の開設及び運営に関する基本方針

(2) その他センターの運営に関する重要事項

(議長)

第24条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第25条 理事会は、理事現在数の過半数の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

(議決)

第26条 理事会の議事は、この寄附行為に別に定めるもののほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は、理事として議決に加わる権利を有しない。

(書面表決等)

第27条 やむを得ない理由により理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の出席理事を代理人として表決権を行使することができる。この場合において、前2条の適用については、出席したものとみなす。

2 前項の書面は、理事会の開催の日の前日までにセンターに到着しないときは、無効とする。

3 第1項の代理人は、代理権を証する書面をセンターに提出しなければならない。

(議事録)

第28条 理事会の議事については、議事録を作成しなければ

ならない。

2 議事録は、議長が作成し、少なくとも次の事項を記載し、議長及び出席理事のうちからその理事会において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事の現在数、出席理事数及び出席理事の氏名（書面表決者及び表決委任者については、その旨を付記すること。）

(3) 議案

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

第5章 運営委員及び運営委員会

(運営委員)

第29条 センターに、運営委員10人以上15人以内を置く。

2 運営委員は、理事会が選任し、会長が委嘱する。

3 運営委員のうちから、運営委員長1人を互選する。

4 センターは、運営委員がセンターの運営委員としてふさわしくない行為をしたときその他特別の事由があるときは、理事会及び運営委員会の議決を経て、解任することができる。この場合には、センターは、その運営委員に対して、あらかじめ通知し、かつ、理事会及び運営委員会で議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

5 第17条、第18条及び第20条の規定は、運営委員について準用する。この場合において、これらの規定中「役員」と

あるのは「運営委員」と読み替えるものとする。

(運営委員会)

第30条 運営委員会は、運営委員をもって構成する。

2 運営委員会は、次の各号に掲げる事項を議決し、理事会の同意を得ることとする。

- (1) 第37条第1項に規定する業務規程の制定及び変更
- (2) その他会長が必要と認める価格形成施設の開設及び運営に関する重要事項

3 運営委員会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、センターの運営に関し、会長の付議する事項について審議し、又は会長に対して意見を述べることができる。

4 運営委員会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 運営委員現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 第16条第6項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき

5 運営委員会の議長は、運営委員長がこれに当たる。

6 理事及び監事は、運営委員会に出席して意見を述べることができる。

7 第22条第1項及び第5項並びに第25条から第28条までの規定は、運営委員会について準用する。この場合において、これらの規定中「理事」とあるのは、「運営委員」と読み替えるものとする。

第6章 事務局等

(事務局)

第31条 センターの事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に、職員を置く。

3 事務局及び職員に関する事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(書類及び帳簿の備付け)

第32条 事務所には、この寄附行為に別に定めるもののほか、次に掲げる資料を備え付けておかなければならない。

- (1) 寄附行為
- (2) 役員名簿
- (3) 事業計画書
- (4) 収支予算書
- (5) 役員の履歴書並びに運営委員及び職員の名簿及び履歴書
- (6) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (7) 寄附行為に定める機関の議事に関する書類
- (8) 収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類
- (9) その他必要な資料

2 前項第1号から第9号まで及び第14条第1項の資料については、原則として、一般の閲覧に供しなければならない。

第7章 秘密保持義務

(秘密保持義務)

第33条 センターの役員、運営委員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、第4条第1号に掲げる事業に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第8章 寄附行為の変更及びセンターの解散

(寄附行為の変更)

第34条 この寄附行為は、理事会及び運営委員会において、それぞれ理事現在数及び運営委員現在数の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、農林水産大臣の認可を受けなければ変更することができない。

(解散)

第35条 センターは、平成23年3月31日をもって解散する。

(残余財産の処分)

第36条 センターが解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、社団法人米穀安定供給確保支援機構に寄附するものとする。

第9章 業務規程

(業務規程)

第37条 第4条第1号に掲げる事業に関する事項は、業務規

程をもって定める。

2 業務規程の制定及び変更は、運営委員会の議決及び理事会の同意を経て、センターが農林水産大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第10章 雑則

(細則)

第38条 この寄附行為に定めるもののほか、センターの事業の運営上必要な細則は、運営委員会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この寄附行為は、機構の設立許可のあった日（平成2年8月30日）から施行する。
- 2 機構の設立当初の事業年度は、第11条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成3年3月31日までとする。
- 3 機構の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第13条の規定にかかわらず、設立発起人会において定めるところによる。
- 4 機構の設立当初の役員は、第15条第2項及び第4項の規定にかかわらず、別紙のとおりとする。（別紙略）

附 則

- 1 この変更した寄附行為は、農林水産大臣の認可があった

日(平成7年11月1日)から施行する。

- 2 この寄附行為変更の施行の際現に理事、監事及び運営委員である者の任期は、第17条第1項の規定にかかわらず、平成7年11月1日までとする。

附 則

この変更した寄附行為は、農林水産大臣の認可があった日(平成11年7月9日)から施行する。

附 則

- 1 この寄附行為の変更は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成6年法律第113号)第18条第1項の規定による指定を受けた日の属する事業年度の事業計画及び収支予算は、第13条第1項の規定にかかわらず、その指定を受けた後遅滞なく農林水産大臣に提出するものとする。

附 則

この寄附行為の変更は、平成16年7月5日から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、農林水産大臣の認可があった日(平成20年7月1日)から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、農林水産大臣の認可があった日

(平成23年3月11日)から施行する。